

令和4年度事業計画

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

I 総括的概要

当法人は、鳥取市及び東部圏域の中小企業の振興策の一環として、その事業主と勤労者に対し、福利厚生事業を中心に総合的かつ効果的に事業を推進しています。

当法人にとっての課題は、新規会員の確保及び拡大、そして現会員の脱退防止に努めることが安定的な運営に結びつくと考えております。第5波までのコロナ感染者数については現在のところ「一服」の状況にあるものの、さらに「オミクロン株（第6波）」が幅広い分野の人々にまで大流行となり、県内でも予断を許さない状況となってきました。長引くコロナ禍により大変厳しい状況下にあることは、言を俟ちません。そのような中で、当センターはコロナで弱体化した企業への支援強化を図りながら、その対策を進めていくと共に、今まで以上にその存在を広く周知し、引き続き、鳥取市の中小企業の振興及び地域の発展に貢献できるよう、各種事業を積極化するためコロナの影響下としての事業の見直しや、次の事項を重点的にを行います。

(1) 積極的な加入活動

会費収入の確保は、サービスセンター運営の根幹であり、安定した基盤を構築する上で必要不可欠です。そのため、事務局をはじめ業務委託を結んでいる推進員による未加入事業所の訪問、推進を行うと共に、既存の事業所には“コロナ支援”を含めたサービス内容の周知を図り、より積極的に推進します。

目 標	対 策
令和4年度、年度末会員数の 目標 7,600名	①健康診断・人間ドック・定期健診・健康維持増進事業等、 <u>センターが提供する魅力的な各種サービスを積極的にPRし、加入促進を図ります。</u> ② <u>サービスをあまり利用されていない会員に対し、利用方法など周知を高め、サービスの利用促進を図ります。</u> ⇒退会防止につなげる ③事業所を退職した会員に対しOB会員制度を周知し、事業の利用を勧め、会員数の維持に努めます。 新④「 <u>コロナの影響を被ったと思われる事業所</u> 」 <u>に対しての支援策を積極的にPRし、新規会員の獲得に繋がります。</u>

(2) 管理及び事業の更なる見直し

今まで以上に、サービスの質を維持しながら経費削減を図り、最小限の経費で魅力がある事業を進めます。

II 具体的事業計画

定款第4条に基づき次の事業を実施します。

[]内は、コロナ禍においての“重点事業”指定項目。

- (1) 健康の維持増進に係る事業 <定款第4条(1)>
 - ・ インフルエンザの予防接種の助成 [重点事業]
 - ・ 事業主及び会員対象の健康診断助成 [重点事業]
 - ・ 安価な“おうちでドック”の割引提携→生活習慣病の早期予防 [重点事業]

- (2) 在職中の生活安定に係る事業 <定款第4条(2)>
 - ・ 会員を中心とした事業者、各施設との“商品割引”や“利用割引提携の拡大とPR強化” [重点事業]
 - ・ 各種の給付事業と冠婚葬祭、教育、物品購入のための低利の融資斡旋
 - ・ 「全福センター」推奨の“入院あんしん保険”のPR
 - ・ 自然災害の増大を踏まえ、事業主、従業員のための「“風水害・地震災害付”火災共済」のPR強化によるさらなる推進（こくみん共済COOP鳥取本部と提携継続）

- (3) 自己啓発、余暇活用及び社会貢献活動や、職場内スポーツの推進に係る事業 <定款第4条(3)>
 - ・ 生涯学習向上のための、料理教室等の自主企画開催
 - ・ 職務スキルアップのための国家資格試験（準じたものを含む）受験料の助成 [重点事業]
 - ・ 事業主及び従業員（会員）交流事業
例：ゴルフコンペ（開催時期のコロナ情勢を見て判断）
 - ・ 社会貢献活動への参加や職場内スポーツ推進事業助成のPR強化を行い、事例の多様化を図る。

- (4) その他センターの目的を達成するために必要な事業 <定款第4条(4)>
 - ① 中小企業勤労者福祉に関する情報提供・施策普及事業
会報誌「ひまわりセンターニュース」の発行⇒“コロナ禍”を踏まえた弱体化した企業の支援の周知徹底を行うことに注力。

- ② 老後生活の安定に係る事業の実施
- ・ 中小企業退職金共済制度の普及啓発活動及び加入促進・斡旋(通年)
 - ・ 小規模企業共済制度の普及啓発活動及び加入促進・斡旋 (通年)
- ③ 加入促進に係る事業の実施
- ・ 加入推進員による未加入事業所の加入促進 (報償費は一人につき 1 0 0 0 円、追加加入報償費は 5 0 0 円)
 - ・ 会員事業所による未加入事業所の加入促進の報償費は、一人につき 8 0 0 円 (通年)